

北塩原村高齢者福祉計画等策定委員会要綱

(趣旨)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく北塩原村高齢者福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく北塩原村介護保険事業計画を一体のものとして策定するため、北塩原村高齢者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 北塩原村高齢者福祉計画原案の策定に関すること。
- (2) 北塩原村介護保険事業計画原案の策定に関すること。
- (3) 各計画に基づく施策の検討及び調整に関すること。
- (4) その他計画策定のために必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内で組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し会議の議長となる。

2 会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

2 この要綱の公布後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

附 則（平成16年北塩原村訓令第21号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年北塩原村訓令第14号）

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日訓令第18号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。